

# カナダ ビジネスガイド

2018年12月



グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory  
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

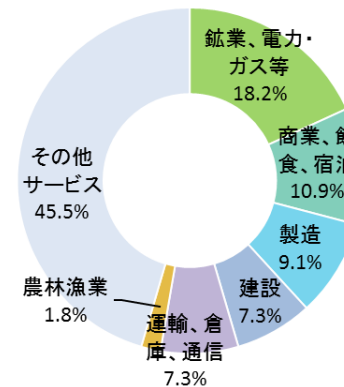
1. 基本情報	.....	2
2. 概要		
2.1 整備されたビジネス環境	.....	3
2.2 GDP上位4州の概要	.....	4
2.3 カナダと日本の貿易の状況	.....	5
3. 主要経済指標	.....	6
4. 進出手続き	.....	7
5. 外資規制	.....	8
6. 税制		
6.1 概要	.....	9
6.2 国際課税	.....	10
(参考)主要情報源(公的機関等)	.....	11

# 1. 基本情報

国名	カナダ (Canada)
面積	998.5万平方キロメートル (世界第2位、日本の約27倍)
人口	3,666万人(2017年)
名目GDP	1兆6,524億米ドル(2017年)
1人当たりGDP	45,077米ドル(2017年)
首都	オタワ
言語	英語、仏語が公用語
宗教	キリスト教(カトリック(39%)、プロテスタントその他(28%)、無宗教(24%)、その他(9%)
政体	立憲君主制 (英国型議院内閣制と連邦主義に立脚)
元首	エリザベス2世女王(但し、総督が女王の代行を務める。総督 ジュリー・ペイエット)
首相	ジャスティン・トルドー首相(自由党)
議会	二院制(上院105名、下院308名)

(出所)外務省ウェブサイト、CEIC

## 産業別GDP構成(2016年)



(出所)国連「National Accounts Main Aggregates Database」(2016年)

広大で肥沃な国土を背景とした鉱物資源を活かした産業、サービス業、製造業等が発達しており、バランスのとれた経済構造

## 天然資源、農産物の状況

### ■1日あたりの原油の生産量の多い国ランキング(2017年)

順位	国名	生産量 (万バレル/日量)
1	米国	1,305.7
2	サウジアラビア	1,195.1
3	ロシア	1,125.7
4	イラン	498.2
5	カナダ	483.1

### ■金の産出量の多い国ランキング(2017年)

順位	国名	生産量 (万バレル/日量)
1	中国	440
2	オーストラリア	300
3	ロシア	255
4	米国	245
5	カナダ	180

### ■小麦の生産量の多い国ランキング(2016年)

順位	国名	生産量 (万バレル/日量)
1	中国	13,169
2	インド	9,350
3	ロシア	7,329
4	米国	6,286
5	カナダ	3,949

(出所)外務省ウェブサイト

豊富なエネルギー資源や鉱物資源、農産物等に恵まれた世界有数の資源大国

## 2.1 概要「整備されたビジネス環境」

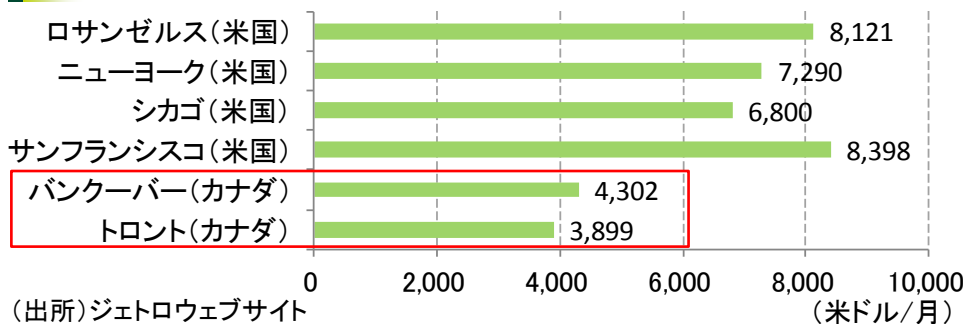
- ◆ カナダはNAFTAに所属しており、米国、メキシコとは一部を除き関税が撤廃。法人実行税率はG7の中でも比較的低い。
- ◆ 一定レベル以上の人材を多く有し、かつ賃金も米国と比較して安価。

### NAFTA(North American Free Trade Agreement)の概要

- 1994年1月発効の世界最大の自由貿易地域で、米国・カナダ・メキシコが加盟
- 2008年、カナダの農産物の一部を除き、関税が完全撤廃
- カナダの輸出金額の77.0%、輸入金額の58.4%をNAFTAが占める(2016年)
- NAFTAは米国の強い意向により見直し協議中であったが、2018年10月1日、新協定となる「米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA: United States—Mexico—Canada Agreement)」が合意成立し、11月末に新協定署名
- アンチダンピング税および相殺関税問題に関する審査および紛争解決、文化産業保護の例外措置は維持した一方、米国のカナダ乳製品市場へのアクセスや自動車・同部品の域内原産地比率の引き上げ等については譲歩

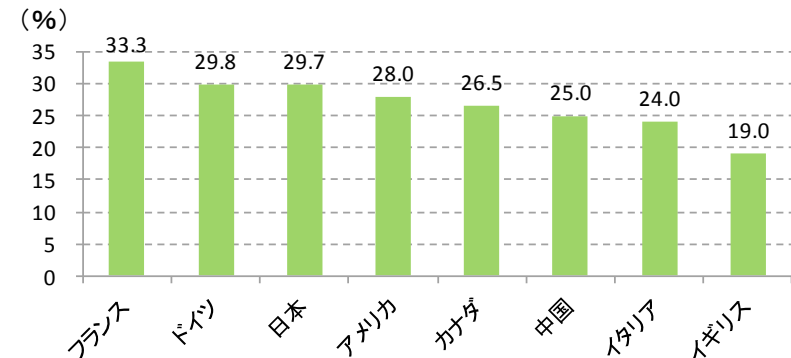
(出所)ジェトロウェブサイト

### エンジニア(中堅技術者)の賃金比較(2018年1月)



(出所)ジェトロウェブサイト

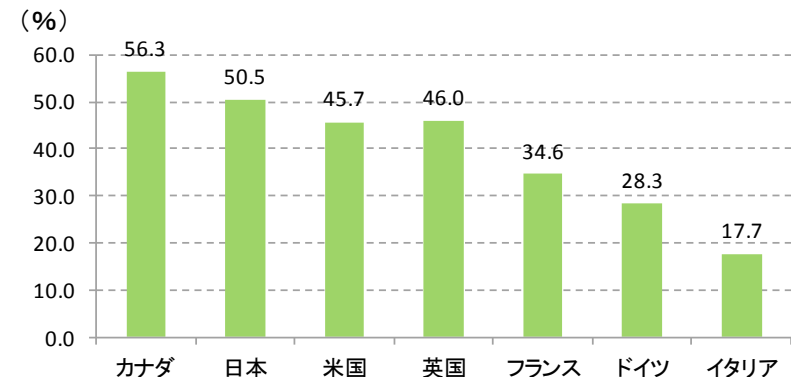
### 法人実行税率の国際比較(2018年1月現在)(注)



(出所)財務省「法人課税に関する基本的な資料」(2018年1月現在)

(注)法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、米国はカリフォルニア州、ドイツは全国平均、カナダはオンタリオ州  
なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示

### 25-64歳のうち高等教育を受けた人数の割合(2016年)



(出所)OECD「Adult education level」(2016)

## 2.2 概要「GDP上位4州の概要」

◆ GDP上位4州でカナダ全体のGDPの約87%を占める。日本企業の進出先としては、オンタリオ州が最も多い。

2018年日本企業の現地法人総数 343社

### ブリティッシュコロンビア州概要

州都	ビクトリア
言語	英語
GDP (百万加ドル)	240,824 (13.4%)(注)
州別GDP順位	4
主な産業	鉱業
日本企業の現地法人 人数と主な業種	80社(23.3%) 鉱業

### アルバータ州概要

州都	エドモントン
言語	英語
GDP (百万加ドル)	302,768 (16.8%)(注)
州別GDP順位	3
主な産業	石油・天然ガス・ 農畜産業・観光
日本企業の現地法人 人数と主な業種	16社(4.7%) 製造業・商業

### オンタリオ州概要

州都	トロント
言語	英語
GDP (百万加ドル)	685,008 (38.0%)(注)
州別GDP順位	1
主な産業	自動車等製造業・ 金融業
日本企業の現地法人 人数と主な業種	199社(58.0%) 輸送用機械・輸送 用機械部品・商業

### ケベック州概要

州都	ケベック・シティー
言語	フランス語、英語
GDP (百万加ドル)	343,260 (19.1%)(注)
州別GDP順位	2
主な産業	ハイテク産業
日本企業の現地法人 人数と主な業種	29社(8.5%) 各種製造業



(出所)カナダ統計局、東洋経済新報社「2018 海外進出企業総覧(国別編)」(2018)

(注)GDPの括弧内は国内シェアの割合。日本企業の現地法人数と主な業種の括弧内はカナダ全体の日本企業現地法人数中の割合

## 2.3 概要「カナダと日本の貿易の状況」

- ◆ カナダの国・地域別対内直接投資残高は、米国が全体の約50%を占め、米国経済への依存度が高い。
- ◆ 日本からの輸入は工業製品が多く、自動車や一般機械、電気機器等で全体の約74%を占める。

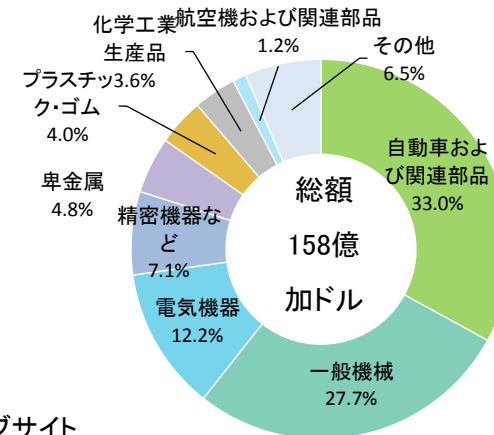
### カナダの国・地域別対内直接投資残高

(億加ドル、%)

国名	2016年			(参考) 2015年
	残高	構成比	伸び率	
米国	3,921	51.0	6.0	3,700
英国	418	5.4	▲7.1	450
日本	291	3.8	4.7	278
中国	214	2.8	9.1	196
オーストラリア	84	1.1	7.3	78

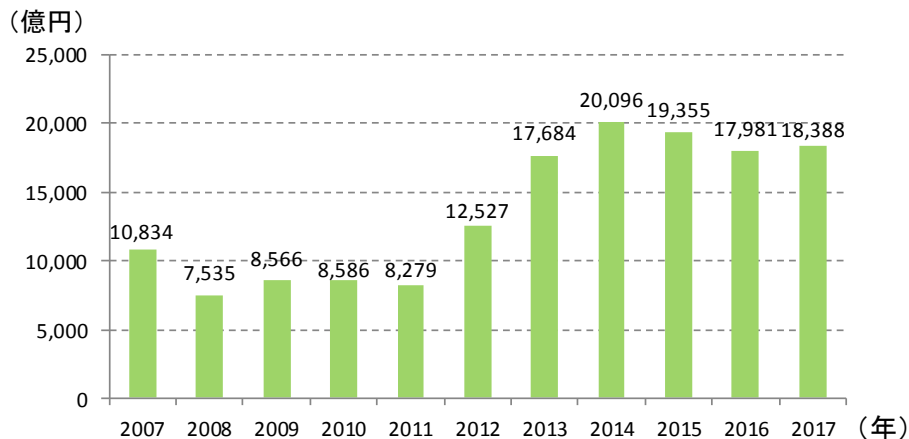
(出所)ジェトロウェブサイト

### 日本とカナダの主要貿易品目<対日輸入>(2016年)



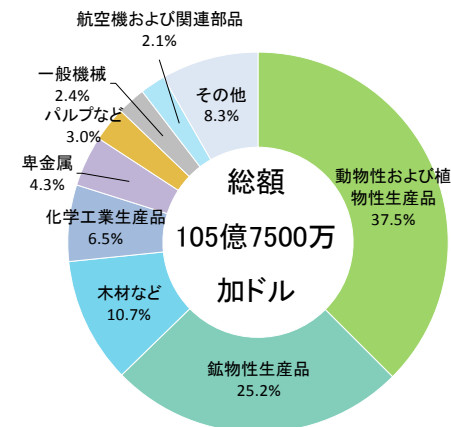
(出所)ジェトロウェブサイト

### 日本の対カナダ直接投資残高の推移



(出所)日本銀行ウェブサイト

### 日本とカナダの主要貿易品目<対日輸出>(2016年)



(出所)ジェトロウェブサイト

### 3. 主要経済指標

Information Only

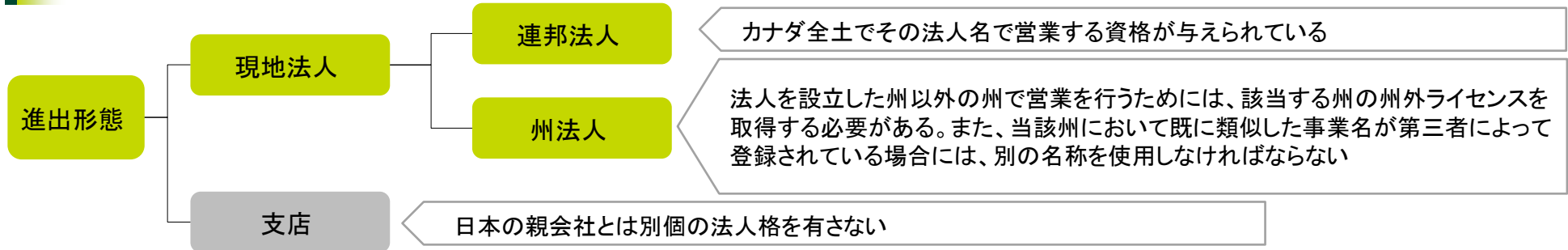
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
GDP	名目GDP(億米ドル)	17,886	18,243	18,426	17,993	15,596	15,358	16,524
	実質GDP成長率(%)	3.1	1.7	2.5	2.9	1.0	1.4	3.0
	1人当たりGDP(米ドル)	52,144	52,577	52,497	50,702	43,560	42,418	45,077
国際収支指標	経常収支(億米ドル)	▲ 496	▲ 657	▲ 594	▲ 432	▲ 559	▲ 493	▲ 493
	経常収支対GDP比(%)	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 2.4	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 3.0
	貿易収支(億米ドル)	4	▲ 133	▲ 79	43	▲ 186	▲ 198	▲ 187
	輸出	4,613	4,619	4,654	4,787	4,108	3,936	4,235
	輸入	4,609	4,752	4,732	4,744	4,294	4,134	4,421
	外貨準備高(億米ドル、年末)	657	684	718	746	797	827	867
	対外債務残高(億米ドル、年末)	13,156	15,194	15,360	16,272	16,695	17,687	19,432
景気指標	失業率(%)	7.5	7.3	7.1	6.9	6.9	7.0	6.3
	消費者物価上昇率(%)	2.9	1.5	0.9	1.9	1.1	1.4	1.6
	鉱工業生産指数上昇率(%)	4.9	0.0	1.5	5.0	▲ 0.5	0.5	4.2
財政・金融指標	政策金利(%, 年末)	1.00	1.00	1.00	1.00	0.50	0.50	1.00
為替	為替レート(CAD/USD、年平均)	0.990	0.999	1.030	1.106	1.279	1.325	1.298
日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在)		759	720	748	768	800	803	811

(出所) CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」

## 4. 進出手続き

◆ 法人設立の際は、連邦法と州法のどちらに基づいた法人とするか選択する。

### 進出にあたって選択できる形態とその特徴



(出所) ジェトロウェブサイト

### 会社設立手続き(連邦法人の場合)

カナダ法人庁へ提出する申請書類	<p>(1) 基本定款 申請する企業名称、登録上の会社住所、株式発行、株式譲渡の制限、取締役数(注1)、事業活動に対する制限等を記載する必要がある</p> <p>(2) 初期登録した事務所住所と取締役委員会の情報 基本定款に登録されている会社名称、会社住所、全取締役(注2)について、名前、自宅住所、カナダ居住者(Resident Canadian: カナダの市民権か永住権を有する者)か否かを記載する。なお、連邦法を準拠法にして法人設立した場合、取締役の25%以上(3人以下の場合は少なくとも1人)はカナダ居住者である要件が課される(注3)</p>
申請費用	オンライン申請は200加ドル、それ以外(電子メール、ファックス、郵送)の提出方法では250加ドル
申請の処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オンラインで13時(東部標準時)までに申請し、問題がなければ受理され、同日の17時までには会社設立証明書が発行される。13時(同)以降の申請の場合は、翌日の17時までとなる</li> <li>● それ以外の方法では、通常、5営業日を目安に発行される</li> </ul>

(出所) ジェトロウェブサイト

(注1) 「最少数と最多数の両者」、または、「固定数」のどちらかを選択して記載する。後に定款を訂正するリスクやその手間・費用を避けるためには前者が望ましいとされている

(注2) 取締役の数は、基本定款に記載されている数に対応している必要がある

(注3) ケベック州法、プリティッシュコロンビア州法においては、居住地に関する規定は存在しない



## 5. 外資規制

◆ 海外からの対内直接投資は基本的には歓迎されているが、一部の業種で規制あり。

### 規制業種・禁止業種

項目	業種
カナダ投資法による規制	<p>カナダに投資しようとしている非カナダ人(カナダ人が所有・支配しないビジネスを含む)は、イノベーション・科学・経済開発省に対して(1)通知、または(2)審査申請を行う必要がある(注1)</p> <p>(1)通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規ビジネスを立ち上げる場合</li> </ul> <p>(2)審査申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 直接買収:           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 買収する人または企業がWTO加盟国に属している場合: 買収額が10億加ドルを超えると審査申請が必要</li> <li>② 買収する人または企業が貿易協定加盟国(注2)に属している場合: 買収額が15億加ドルを超えると審査申請が必要</li> <li>③ ①及び②の基準額を超えない場合: イノベーション・科学・経済開発省への通知のみ</li> </ol> </li> <li>● 間接買収: イノベーション・科学・経済開発省への通知のみ</li> </ul>
国営企業に関する規制	<p>カナダの国営企業の買収については、コーポレート・ガバナンスや意思決定構造等がカナダ基準や法律を順守しているか、買収後もカナダ企業が各種のビジネスを実施する能力を有するか等について、詳細な審査がなされる</p>
文化産業に関する規制	<p>文化産業に関する投資は、イノベーション・科学・経済開発省ではなくカナダ遺産省が担当する。原則として、新規投資および直接、間接を問わず500万加ドル以下の買収案件の場合は、通知義務が適用される。文化産業に該当するものとは、書籍、ビデオ、DVD、音楽の制作、流通、販売、展示等である</p>

(出所) ジェトロウェブサイト

(注1) WTO加盟国と非加盟国では扱いが異なる。上記の情報はすべてWTO加盟国の場合である

(注2) 該当する貿易協定は、CETA、NAFTA、FTA(チリ、ペルー、コロンビア、パナマ、ホンジュラス、韓国との締結)

### その他規制

項目	規制内容
出資比率	<p>連邦法および/または州法により、次の産業は出資比率が制限されている。放送、電気通信、航空、書籍の出版・販売、金融、エンジニアリング、農業、水産、酒類販売、採鉱、石油・ガス、検眼、製薬</p>
外国企業の土地所有	<p>アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州では、市民権または永住権を有さない人の農地等の土地所有を一部制限している</p>
資本金規制	なし

(出所) ジェトロウェブサイト

- ◆ 法人所得税は、連邦と各州でそれぞれ課税される。
- ◆ 売上税、資本税等は州によって税率が異なる。

## 法人所得税

種類	税率	特記事項
法人所得税 (連邦と各州でそれぞれ課税される)	連邦税	38% ● 連邦税の基本税率は38%となっているが、実質的には15%の税率が適用される(計算式(2017年):38%(基本税率)-10%(軽減率)-13%(減税率:2017年)=15%)
	州税および準州税	10%~16% ● 各州は州内にある恒久的施設に配分される所得に対して所得税を課している ● 代表的な4州の税率は、アルバータ州:12%、ケベック州:11.8%、ブリティッシュ・コロンビア州:2.5%~11%(一般的には、11%)、オンタリオ州:4.5%~11.5%(一般的には、11.5%)

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、ジェトロウェブサイト

## 消費課税等その他の税

種類	税率	特記事項
連邦付加価値税	標準税率は5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税対象は、カナダ国内で行われる事業上の「財産」または「サービス」の供給およびカナダへの物品の輸入である</li> <li>● 連邦税と州税を合算し採用している州と、連邦税(GST)と州税(PST)を採用している州がある</li> <li>● 物品及びサービスの輸出、食料、国際運輸、処方薬、医療機器、農業および漁業に使用される物品は連邦税は0%を適用している</li> </ul>
州・売上税	州により異なる	アルバータ州と3準州(ユーコン、ノースウエスト、ヌナブト)を除く各州で、消費、使用の目的で購入した有形動産等に課税される
統一売上税	州により異なる	統一売上税を導入している州では、連邦付加価値税と州・売上税を一体化して統一売上税として徴収している
金融機関に対する連邦資本税	1.25%	カナダで事業を営む銀行、信託会社、生命保険会社、ローン会社等一定の金融機関を対象に、10億加ドル以上の課税資本金に対して課される。資本税額から連邦法人税を控除できる
州資本税	州により異なる	各州でその州内で使用される資本に対して課税している。州の所得税の計算に際して損金として控除することができる
個人所得税	15~33%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連邦税は15%~33%の累進税率</li> <li>● 給与所得、自営所得、役員報酬、投資所得、非居住者が受領する受動的所得、その他の所得が課税対象となる</li> </ul>

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

## 6.2 税制「国際課税」

- ◆ 日本とカナダとの間では租税条約が締結されており、二重課税が防止される。
- ◆ 移転価格税制についてはOECD移転価格ガイドラインに準拠している。

### 租税条約

- カナダ・日本間の二国間租税条約(日本・カナダ租税条約)の締結により、二重課税が防止されている

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、ジェトロウェブサイト

### 源泉税率表(一般税率 25%)

種類	源泉税率	特記事項
配当	5%	利益の分配に係る事業年度の終了前6カ月以上、支払法人の議決権株式を25%以上所有する法人に対する配当には5%が適用される
	15%	
利子	0%	カナダ子会社から第三者である非居住者に対して支払われるもの
	10%	カナダ子会社から関連会社(日本の親会社等)に対して支払われるもの
ロイヤルティ	10%	—

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、ジェトロウェブサイト

### 国際的租税回避行動に対する対応

#### 移転価格税制

- カナダの移転価格税制はOECD移転価格ガイドラインに準拠している
- 移転価格算定方法としては、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法その他、独立企業間原則に合致した結果をもたらすその他の方法も採用されるかもしれない
- OECDのBEPSプロジェクトにより、連結売上高が7億5千万ユーロ超の会社は、2016年度から国別報告書(Country-by-Country Report)の提出が必要となる

#### 過少資本税制

- カナダの居住法人の資本金の1.5倍を超える金額の貸し付けを行っている、特定関係にある非居住者株主に対する支払利子については、損金算入が制限される
- 特殊関係株主とは、以下のいずれかの要件を満たす株主をいう「年次株主総会において25%以上の議決権を有する」「法人の発行済み株式の市場価値の25%以上を有する」

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

## (1)日本

機 関 名	住 所	連絡先(電話)
在日カナダ大使館	東京都港区赤坂 7-3-38	03-5412-6200
アルバータ州政府在日事務所	東京都港区赤坂 7-3-37 プラス・カナダ3階	03-3475-1171
在日カナダ プリティッシュ・コロンビア州政府事務所	東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 18階	03-3516-1501
オンタリオ州政府在日事務所	東京都港区赤坂 7-3-38	03-5412-6450
ケベック州政府在日事務所	東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー32階	03-5733-4001
カナダ領事館(名古屋)	愛知県名古屋市中区丸の内 3-17-6 ナカトウ丸の内 ビル6階	052-972-0450
在大阪カナダ通商事務所	大阪府中央区博労町 3-5-1 御堂筋グラントワー19階	06-6252-0120
カナダ政府名誉領事館(大阪)	大阪府住之江区平林南1-8-19 津田産業株式会社内	06-6681-0250
カナダ政府 札幌通商事務所	札幌市中央区北4条西4 日興ビル5階	011-281-6565
カナダ政府名誉領事館(札幌)	北海道札幌市中央区大通西26-1-3 ポセイドン円山2階 カナダプレイス	011-643-2520
カナダ政府 西日本通商事務所	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル8階	093-533-4300
カナダ政府名誉領事館(福岡)	福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82 九州電力株式会社内	092-726-6348
カナダ政府名誉領事館(広島)	広島県広島市中区小町4-33 中国電力株式会社内	082-246-0057

(出所)在日カナダ大使館ウェブサイト

### (2)カナダ

機 関 名	住 所	連絡先(電話)
在カナダ日本国大使館	255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario, K1N 9E6	613-241-8541
トロント日本国総領事館	Suite 3300, 77 King St. West , P.O. Box 10, T-D Centre , Toronto, ON M5K 1A 1	416-363-7038
モントリオール日本国総領事館	1 Place Ville Marie, Suite 3333, Montreal, Quebec	514-866-3429
カルガリー日本国総領事館	Consulate General of Japan in Calgary, Suite 950, 517-10th Avenue SW Calgary, Alberta T2R 0A8	403-294-0782
バンクーバー日本国総領事館	900-1177 West Hastings Street, Vancouver, BC, Canada V6E2K9	604-684-5868

(出所)在日カナダ大使館ウェブサイト

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したものではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

---

本資料についてのご照会は、  
お取引店までお問い合わせください。

---